

平成 29 年 2 月 9 日

塩崎恭久 厚生労働大臣殿



新たな自殺総合対策大綱のあり方についての日本公衆衛生学会の提言

平成 18 年の自殺対策基本法の施行および平成 19 年の自殺総合対策大綱の策定により日本の自殺対策は大きく進展した。その後の 10 年間で、日本の自殺率は 20 % の自殺率減少という数値目標を達成した。このような成果の実現は、悩みを抱えた人に対する総合的な相談窓口の充実、法制度改訂と連動した多重債務対策や社会経済的対策の推進、自殺で遺された家族や親族への支援の充実、自殺対策にかかわる様々な人材育成の努力、自殺のおそれのある人への適切な医療提供体制の整備などの総合的対策が効を奏したためと考えられる。うつ対策に偏ることのない総合的な自殺対策の重要性が「生きることの包括的な支援としての自殺対策」という文言に反映され、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に理念として組みこまれたことには大きな意義がある。

自殺はひとつの病気や原因や背景だけで説明されるものではなく、多様な原意と複雑な背景を有するものであるという自殺対策基本法の認識は、人々の幸福や健康は多様な社会的決定要因によって影響を受けているという公衆衛生学の基本的学説とも一致している。新たな自殺総合対策大綱の策定にあたっては、うつ対策などに偏ることなく、「単に精神保健的観点からのみならず、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携のもとで総合的に実施されるべき」という改正自殺対策基本法の理念に沿ったものとなるよう検討が行われ大綱が策定されるよう、日本公衆衛生学会として強く要望するものである。

以上を踏まえて、日本公衆衛生学会として、以下の提言を行う。

- (1) 新たな自殺総合対策大綱の策定においては、「生きることの包括的な支援としての自殺対策」が施策として具現化されるよう努力すべきであり、「単に精神保健的観点からのみならず、保健・医療・福祉・教育・

労働その他の関連施策との有機的な連携のもとで総合的に実施されるべき」という改正自殺対策基本法の理念に沿って、新たな大綱が策定されるべきである。

- (2) 都道府県・市町村自殺対策計画の策定とその後の地域自殺対策の推進にあたっては、日本公衆衛生学会認定専門家が参画することで必要な支援を行うことができるので、積極的に活用していただくことを要望する。
- (3) 自殺対策計画に基づく効果的なP D C Aサイクルを実現するために、科学的根拠に基づき施策のモニタリングと評価を行う継続的な仕組みを構築することを要望する。